

## 藤沢市子ども・子育て会議における部会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 藤沢市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第5号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づき、藤沢市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の目的)

第2条 部会は、会議において必要と認める特定の分野に関し意見交換を行い、計画策定等に資するとともに具体的、専門的事項を調査検討する。

(部会)

第3条 部会は、別表に定めるとおりとする。

(部会の公開)

第4条 部会は、公開するものとする。ただし、部会の内容が藤沢市情報公開条例第30条第1項第1号から第3号までに該当する場合は、この限りでない。

(会議と部会の関係)

第5条 部会での決定事項は、会議の議を経て確定するものとする。ただし、委員長が認める場合は、この限りでない。

(参考人の出席)

第6条 必要があると認めるときは、部会の委員以外の参考人を部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の委員等の報酬)

第7条 部会の委員等の報酬については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則(昭和31年条例第36号)の定めるところによる。

(廃止及び休止)

第8条 会議で部会廃止又は休止の決議がなされたときは、部会を廃止又は休止するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、子ども青少年部子育て企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会において審議し、会議の議を経て定める。

附 則

この要領は、平成30年8月9日から施行する。

この要領は、平成30年11月19日から施行する。

この要領は、令和元年8月21日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

番号	部会	所掌事項
1	(仮称) 藤沢市こども計画体系等検討部会	(1) こども大綱、その他関係する指針、通知等及び基礎調査結果を踏まえた(仮称) 藤沢市こども計画の体系・骨子等の検討